

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び第 4 2 条」を「、第 4 2 条及び附則第 5 条」に、「府令に定める」を
「府令の改正に際し定められた」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する経過措置を見直すため、所要の
改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。